

教第34号議案

神戸市教育委員会事務局設置に関する規則の一部を改正する規則について

神戸市教育委員会事務局設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和元年8月19日提出

神戸市教育委員会事務局設置に関する規則の一部を改正する規則

神戸市教育委員会事務局設置に関する規則（昭和32年8月教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「神戸市中央区加納町6丁目5番1号」を「神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年9月9日から施行する。

(参考)

神戸市教育委員会事務局設置に関する規則 ぬきがき

(現 行)

第1条 神戸市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)は、神戸市中央区加納町6丁目5番1号にこれを設置する。

丁目3番3号

(改正後)

(____は、改正部分を示す。)

神戸市中央区東川崎町1